

第4回三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会

議事概要

- 1 日 時 令和3年1月22日（金）10時00分から11時30分まで
- 2 場 所 三浦市役所 本館4階会議室（Web会議形式）
- 3 出席委員 4名（全員）
- 4 会議運営 一部公開
- 5 議事概要
 - (1) 三浦市公共下水道（東部処理区）の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（案）の概要について
実施方針に関する条例（案）の概要について報告し、了承された。
 - (2) 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る実施方針の策定について【非公開】
実施方針（案）について、意見交換が行われた。表現の適正化にかかる意見以外に、委員から出された主な意見は次のとおり。意見交換を踏まえ、事務局で修正することで了承された。
 - ア 任意事業について、構成員が実施する場合、市に対しての責任はSPCが負うことで問題ないが、業務の責任は構成員が負うこととなるように責任の所在を契約書等に明記することが望ましい。
 - イ 運営権対価について、若干金額の少ない一括払いと、若干金額の多い分割払いの提案があったときの評価の考え方を整理すること。
 - ウ 任意事業について、事業の実施者をSPCに限らず、構成員の企業が実施できることはよいが、構成員のなかでもSPCへの出資企業である代表企業、構成企業に限定したほうが責任を担保しやすくなる。
 - エ 保険について、不可抗力のリスク分担に大きく影響するので、運営権者が入るべき保険の内容を明示しておいたほうがよい。
 - (3) 三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る特定事業の選定について【非公開】
特定事業の選定（案）について、意見交換が行われた。表現の適正化にかかる意見があり、事務局で修正することで了承された。
- 6 次回審議会の開催について
次回は、令和3年2月10日に開催することとした。